## 令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

( 新設・拡充・延長・その他)

No	4							府 省	庁 名	国土交通省
対象税目		個人信	主民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他(	)
要望 項目名		シェ	アサイ	クルポートの	設置に係	系る課税標準の物	特例措置の創	設		
要望内容(概要)		4	公共交 計画に	通を補完する	移動手段		サイクルポー			o、市町村自転車活用推 記定資産税の特例措置を
		-	下記の とする (対象 自	。 事業) 転車活用推進	法に基つ	うろ おいけい でんしょ かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	車活用推進計	画において	市町村が定め	、課税標準を価格の 1 / )るシェアサイクルポー ェアサイクルポート
			( <u>※</u> (対象	)市町村は、 備を推進す 設置物)	自転車活 る区域を	5用推進法に基 子定めることが <sup>5</sup>	づく市町村自 できるものと	転車活用推	進計画にシェ	:アサイクルポートの整 :在進計画に記載予定)
[関係第	文	[ 自		ツク、日転車 用推進法 第		機、充電装置、 第9条第1項	雨除け等			
減収 見込			年度] E増減		( –	) [平4	年度] ▲ 2	9 ( -	<b>–</b> )	(単位:百万円)
要望玛		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	国をのま生しさし地域こ政は図充た向をらて方とう策、る実、上担に推公いし	目自たをコのう今奨共ったの事、のパめ通、れ体行とののシ新でに政かのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	活とプネムロ自て、観光のストあった。観光のストあった。観光地では、観光地では、現代の	計画(平成30 ネットワークの アークの整備を シェアサイクが イルス感染症対 が利用について、 脱光戦略の推進、 目的としてシ	年6月閣議決 の推進にはたい 推進するためで でのがある。 でのがある。 でのがある。 でのがある。 でのがある。 でのがある。 でのがある。 でのがある。 でのがある。 でいるのが、 でい	定定を策定を策定をできませる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	Eし、自転車の の集約と併せ 交通を補完し 要となってもと よいでもがあせい 地域の活性化 ニズが高まっ	の維持、国民の健康増進の活用の推進に関する施 で、面的な移動性・回 ファースト/ラストマ る。 の接触を低減する取組 。
		す。 一点 業 を を	上記のと 別と 利 と	が必要である 用回数が低く う固定費の負 軽減措置によ だ投資判断か	。一方で 採算性が 担が課題 り固定費 いしやすく	で、ポート密度が低い傾向にある 退となる。 とが軽減される。	が十分に高い るため、中長 ことで、収益 、ポート設置	ネットワー 期的な投資 構造の改善	-クが形成され なが必要となる 効果が生まれ	ペットワークとして整備 いるまでの初期段階は、 いが、その過程で民間事 いるほか、事業者が増収 と進され、シェアサイク
本要望 対応す 縮減	ける	_					~-·	;;	<i>A</i>	— 1

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	第5次社会資本整備重点計画(令和2年度内閣議決定予定)において     安全で快適な自転車利用環境の創出(自転車通行空間の整備)を推進     シェアサイクルにおける事業の効率化によるシェアサイクルの普及促進 の記載を検討中  ②新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定     R2.3.28 策定、R2.5.25 変更) 三 (3) 4) 職場への出勤等     「③政府及び地方公共団体は、(中略)自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。」
合理性	政策の 達成目標	シェアサイクルポート設置数 約3,600 箇所(平成30 年度) → 9,000 箇所(令和7年度) ※シェアサイクルポートの設置数については、自転車活用推進計画に目標数が定められており、 令和2年度内を目途に次期自転車活用推進計画の策定に向けて議論を進めているところ。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	3年間(令和3年4月1日~令和6年3月31日)
	同上の期間中 の達成目標 政策目標の	シェアサイクルポート設置数 約3,600 箇所(平成30 年度) → 7,500 箇所(令和5年度)
	達成状況	_
	要望の措置の 適用見込み	シェアサイクル事業者(400 件程度/年)
有 効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	民間事業者が負う固定費の負担の軽減により、中長期的な観点からシェアサイクル事業を後押しし、シェアサイクルのネットワークの形成による利用機会の創出、継続的な事業運営、国民の移動手段の確保につなげる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	_
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	・社会資本整備総合交付金(令和3年度概算要求額:727,746百万円(国費))の内数 ・国際観光旅客税財源充当事業「観光地の『まちあるき』の満足度向上整備支援事業」 ・上記に加え、「緊要な経費」として所要の要望を行う(事項要求)
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	既存の予算措置は、観光地など事業の初期段階から需要が顕在化し一定程度の収益の見込みがある箇所について効果的であるが、政策目的として、そうした箇所だけでなく広くシェアサイクルの普及促進を図る必要があることから、税負担軽減措置によってポート設置の投資を促進することにより、事業の初期段階においては収益が見込みにくい箇所においても中長期的な観点から事業を後押しし、シェアサイクルポートの面的なネットワークの形成・強化による事業者の採算性の確保と国民にとっての自転車利用環境の利便性向上につなげるものである。
	要望の措置の 妥当性	シェアサイクルの普及促進にあたっては、行政と民間の官民連携のもと、事業の公共性が担保された形で実施することが必要であるところ、本特例措置は、自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画において市町村が定めるシェアサイクルポートの整備を推進する区域(概ね街区単位)において、シェアサイクル事業者が新設するシェアサイクルポートに対象を限定していることから、自転車活用推進にあたってシェアサイクルの普及促進のためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置である。
	ページ	4 — 2

税負担軽減措置等の 適用実績 -	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段とし ての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	_
ページ	4 — 3